

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県規則第六十六号

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

公衆浴場法施行細則（昭和六十一年六月奈良県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「及び第三条」を「から第三条の二まで」に改める。

第一号様式中「はらひかけ欄」を「照かけ欄」に、「住所」を「住所」  
(電話)

に改める。

第二号様式その一中「住所」を「住所」に、「指令番」  
(電話)

号」を「照かけ欄」に改め、同様式その二中「所在地」を「所在地」  
(電話)

に、「指令番号」を「許可番号」に、「写し」を「写し及び登記事項」

欄」に改め、同様式に次のように加える。

その3 (分割の場合)

公衆浴場営業承継届

年 月 日

奈良県知事 殿

所在地

(電話 )

名称

代表者の氏名 ⑩

公衆浴場の営業者の地位を分割により承継しましたので、公衆浴場法第2条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

公衆浴場の名称		
公衆浴場の所在地		(電話)
公衆浴場の種類		
許可年月日及び許可番号		年 月 日 第 号
分割 前 の 法 人	名称	
	主たる事務所の所在地	
	代表者の氏名	
分割年月日		

添付書類 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

